

外国人労働者受け入れ制度についての基本姿勢

(2018年11月2日)

1. 日本にはすでに2百万人を超える外国人が生活し、約130万人が就労している。労働を含む様々な目的や本人の身分に属する在留資格を根拠とした日本への入国者の数は年々増加し、在留期間も長期化している現実を踏まえれば、「移民政策」であるか否かにかかわらず、労働者としての外国人の受け入れ条件（入口）の整理と同時に、生活者としての人権保障をベースにした多文化共生社会の実現に向けた包括的な外国人受け入れ政策の策定が必要なのである。
2. そうした議論が欠如していたことが、これまで外国人技能実習制度にかかわる様々な問題を生み出してきた原因である。出稼ぎ労働を目的に来日した外国人を、労働を目的にした制度ではなく、技術移転を目的とした国際貢献事業という建前の制度の中に閉じ込めてしまった。その誤魔化しの結果、移動の自由や家族帯同の権利、最低賃金や日本人との同一賃金の保証など、本来なら対象となるべき人権保障の枠組みが十分に行き届かない状況の中で、様々な人権侵害や労働法令違反事件が続発し、技能実習制度そのものが国際的な批判の対象にもなっている。
3. 今般提出された入管法の改正案は、「働くことを目的とした」外国人の新たな受け入れ制度を新設するという名目ではあるが、その実態は、従来の技能実習制度の延長線上に新たな5年間の滞在期間を設ける（特定技能1号）ことに他ならない。最長10年の就労が可能となることで、技能実習制度で指摘された問題をさらに深刻化させる可能性がある。
4. 私たちは、ここで二点について提言する。第一は、多文化共生社会のあり方について国民的論議を深め、その合意形成をベースに基本法を制定し、日本がどのような目的でどれくらいのスケールの外国人を受け入れ、在留を認めていくのか、その基本ルールと手順を定めることである。その際、外国人の人権を保障し、日本社会で自己実現を可能とする多文化共生社会への環境整備を進める必要がある。第二には、新しい「外国人一般労働者受け入れ制度」を創設し、外国人技能実習制度などを含む現行制度の改廃を含めた抜本的見直しと新制度へ移行/移管を行うことである。

5. 「外国人一般労働受け入れ制度」の骨格は、下記の通りとする：

- 日本で就労を希望する外国人を労働者として受け入れるための制度とする。
- その際、多文化共生社会を実現する観点から、労働市場や社会の許容ストック（受入体制や環境の整備など）の状況を政治的な合意形成の仕組みの中で決定するため、総量規制を導入する。その判定については、(a) マクロの経済・社会情勢の判断基準と (b) 労働市場の現況の判断基準を組み合わせて結論を得る。
- 日本社会で外国人の定住者としての人権保障、特に、日本人との同等賃金や、社会保障関連制度への参加などの保障措置を法定化し、併せて、家族の帯同や移動の自由を一定の条件の下で認める制度を構築する。
- その際、当面、3年を就労（滞在）期間の原則とし、日本語能力の習得などの一定の条件を付した上で延長/更新を認める。
- その他、基準に基づいた日本語習得、2国間条約による送り出し国の国内制度化、中間搾取するブローカーなどの排除、日本での駆け込み寺的な救済機関の指定など必要な措置を定める。
- 以上の制度を一元的な責任体制の下に所管し、運営していくため、「多文化共生庁（仮称）」を創設する。

(以上)